

障害者雇用努力企業等からの物品等調達に関する取扱要綱新旧対照表

新	旧
<p>第2条</p> <p>(3) 障害者就労施設等 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第2条第4項に規定する障害者就労施設等であって、県内に所在又は居住する次のアからエまでに該当するものをいう。</p> <p>ア 障害福祉サービス事業所等 次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(ア) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第11項に規定する障害者支援施設</p> <p>(イ) 障害者総合支援法第5条<u>第28項</u>に規定する地域活動支援センター</p> <p>(ウ) 障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、<u>同条第13項に規定する就労選択支援</u>、<u>同条第14項に規定する就労移行支援</u>又は<u>同条第15項に規定する就労継続支援</u>を行う事業に限る。）を行う施設</p> <p>(エ) 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法第18条第3項の規定により必要な助成を受けている施設</p>	<p>第2条</p> <p>(3) 障害者就労施設等 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第2条第4項に規定する障害者就労施設等であって、県内に所在又は居住する次のアからエまでに該当するものをいう。</p> <p>ア 障害福祉サービス事業所等 次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(ア) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第11項に規定する障害者支援施設</p> <p>(イ) 障害者総合支援法第5条<u>第27項</u>に規定する地域活動支援センター</p> <p>(ウ) 障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、<u>同条第13項に規定する就労移行支援</u>又は<u>同条第14項に規定する就労継続支援</u>を行う事業に限る。）を行う施設</p> <p>(エ) 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法第18条第3項の規定により必要な助成を受けている施設</p>

(オ) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第110条第1項に基づく岐阜県社会福祉協議会

イ 特例子会社等 障害者優先調達推進法施行令(平成25年政令第22号)第1条各号に規定する事業所をいう。

ウ 在宅就業障害者 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)第74条の2第3項第1号に規定する在宅就業障害者をいう。

エ 在宅就業支援団体 障害者雇用促進法第74条の3第1項に規定する在宅就業支援団体をいう。

附 則

1 この要綱は、令和8年1月13日から施行する。

2 ただし、第2条第3号で規定する「障害福祉サービス事業所等」に係るこの要綱の規定は、令和8年2月1日から施行する。

(オ) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第110条第1項に基づく岐阜県社会福祉協議会

イ 特例子会社等 障害者優先調達推進法施行令(平成25年政令第22号)第1条各号に規定する事業所をいう。

ウ 在宅就業障害者 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)第74条の2第3項第1号に規定する在宅就業障害者をいう。

エ 在宅就業支援団体 障害者雇用促進法第74条の3第1項に規定する在宅就業支援団体をいう。